

(趣旨)

第1条 この告示は、公営企業が発注する物品の購入及び修繕並びに印刷製本（以下これらを「公営企業物品購入等」という。）に係る競争入札において、入札参加者の負担を軽減するため、書留による郵送又は持参により特定の期間に入札書を提出する入札（以下「郵便入札」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象市物品購入等)

第2条 郵便入札は、公営企業物品購入等のうち、郵便入札を実施するものと指定したものを対象とする。

(入札公告等)

第3条 公営企業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、郵便入札を実施するときは、次に掲げる事項について、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載するものとする。

- (1) 入札書の提出方法
- (2) 入札書の提出期間
- (3) 入札書の提出先
- (4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(入札書の提出方法)

第4条 郵便入札の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、公営企業が別に定める入札書を一般書留若しくは簡易書留による郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、次によるものとする。

- (1) 提出は、外封筒と内封筒を用いた二重封筒とすること。ただし、持参の方法により提出する場合は、外封筒を省略することができる。
- (2) 内封筒には、入札書を入れてのり付けし、封筒の表面に入札書在中、宛名、件名及び入札参加者の商号又は名称を記載し、封印すること。
- (3) 外封筒には、内封筒を入れ、表面に提出先及び朱書きで入札書在中を、裏面に入札参加者の住所及び商号又は名称をそれぞれ記載すること。
- (4) 内封筒は、2以上の案件を1つの外封筒に封入する場合は、1案件ごとに作成すること。
- (5) 入札書の日付は、開札日を記入すること。
- (6) 入札書のくじ番号欄には、任意の3桁数字を記載すること。ただし、提出された入札書にくじ番号が記載されていない場合は、くじ番号を999とする。

(入札書の提出期間)

第5条 入札書の提出期間は、入札公告等で指定する期間とする。

(入札書の受理及び管理)

第6条 受理した入札書は、書換え、引換え又は取消しをすることができないものとする。

- 2 管理者は、入札書の到達確認の問合せには、一切応じないものとする。
- 3 受理した入札書は、契約担当課において厳重に管理するものとする。

(辞退)

第7条 指名競争入札の指名を受けた者は、郵便入札を辞退しようとするときは、入札書の提出期間の満了までに入札辞退届を提出しなければならない。

- 2 入札書の提出後の郵便入札の辞退は、認めない。

(無効)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該郵便入札を無効とする。

- (1) 第4条に規定する提出方法によらない郵便入札
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が不相当と認めた郵便入札

(入札の失格)

第9条 郵便入札において、入札書の提出期間内に入札しなかった者は、失格とする。

(開札及び立会い)

第10条 開札は、入札公告等に記載した開札日時及び場所において行う。

- 2 開札は、入札参加者の立会いのもと行う。ただし、開札に立ち会う者がいないときは、入札事務に関係のない職員1名を立ち会わせて行うものとする。

- 3 開札に立ち会う者は、開札会場への入室の際、立会者受付簿に商号又は名称及び氏名を記入しなければならない。

(落札者等の決定)

第11条 管理者は、入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内の最低価格を入札した者を落札者（開札後に入札に参加する資格の審査を行う場合にあっては、落札候補者）とする。ただし、当該価格を入札した者が2以上あるときは、くじによるものとする。

- 2 前項ただし書のくじは、次によるものとする。

- (1) 四国中央市公営企業物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成30年四国中央市告示第38号）第3条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に記載された電話番号の昇順に0から抽選番号を付す。
- (2) 前項ただし書に規定する者の入札書に記載されたくじ番号の合計に当該案件の発注番号を加算して得た数を同項ただし書に規定する者の数で除して得た数の余りを当選番号とし、当選番号と一致した抽選番号の者を落札者等とする。
- (3) 落札候補者の次順位の決定は、当選番号に1を加えた抽選番号の者を次の順位の者とし、以降これを繰り返すものとする。ただし、当選番号に1を加えた抽選番号の者がいない場合は、抽選番号が0の者を次の順位の者とする。

(再度入札)

第12条 管理者は、予定価格の制限の範囲内の価格の郵便入札がないときは、後日、再度入札を行う。

- 2 初度の郵便入札において無効な入札をした者及び失格となった者は、再度入札に参加できない。

- 3 再度入札を行う回数は、1回とする。

(落札結果の通知)

第13条 管理者は、郵便入札により落札者を決定したときは、当該落札者に通知する。

(延期等)

第 14 条 管理者は、郵便入札において事故が発生したときは、郵便入札を延期し、若しくは中止し、又は取り消すことができる。

(異議の申立て)

第 15 条 入札参加者は、郵便事故等により入札書が提出期間内に到達しなかったことを理由として異議を申し立てることができない。

(費用の負担)

第 16 条 郵便入札の参加に要する郵便料等全ての費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 30 日告示第 63 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(四国中央市公営企業物品購入等郵便入札実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

8 第 6 条の規定による改正後の四国中央市公営企業物品購入等郵便入札実施要綱の規定は、施行日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、施行日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。

附 則 (令和 7 年 3 月 31 日告示第 86 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

7 第 5 条の規定による四国中央市公営企業物品購入等郵便入札実施要綱の規定は、施行日以後に入札の公告又は通知する入札執行分について適用し、施行日前に入札の公告又は通知した入札執行分については、なお従前の例による。